

# 資料編



# 福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)策定の経過

月 日	内 容
平成13年12月12日	子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成14年8月2日	子どもの読書活動に関する基本的な計画 策定
平成16年2月	福岡県子ども読書活動推進計画 策定
平成17年3月	福岡市子ども読書活動推進計画 策定
平成20年3月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)策定
平成20年6月6日	国民読書年に関する決議
平成22年3月	福岡県子ども読書活動推進計画(改訂版) 策定
平成23年5月	福岡市子ども読書活動推進計画(第2次) 策定
平成27年10月～11月	子どもの読書活動に関する意識調査及び読書活動団体実態調査実施
平成28年5月31日	第1回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年7月27日	第2回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年8月	福岡県子ども読書活動推進計画(改訂版) 策定
平成28年8月9日	第1回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成28年11月4日	第3回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成28年11月15日	第2回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成28年12月22日 ～平成29年1月23日	福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)素案 パブリック・コメント(市民からの意見募集)実施
平成29年2月3日	第4回福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成29年2月17日	第3回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催
平成29年2月	福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)策定

# 福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に、教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画(第3次)(以下「第3次計画」という。)」を策定するにあたり、行政各分野から必要な事項を検討するため、福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議(以下「関係課会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 関係課会議は、次の事項を所掌する。  
 (1) 第3次計画の計画案の作成に関すること。  
 (2) その他読書活動推進計画に関すること。

## (構成)

第3条 関係課会議は、別表1に掲げる課長をもって構成する。

## (座長)

第4条 関係課会議を総理するため座長を置く。座長には、教育委員会教育支援部生涯学習課長をもってあてる。

## (会議)

第5条 関係課会議は、座長が招集する。  
 2 関係課会議は座長が議事を進行する。  
 3 座長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

## (設置期間)

第6条 関係課会議の設置期間は、この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

## (庶務)

第7条 関係課会議の庶務は、教育委員会教育支援部生涯学習課が行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

※別表1 福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議構成

分 野	所 属
子ども行政	こども未来局こども部こども発達支援課長
	こども未来局子育て支援部指導監査課長
コミュニティ行政	市民局コミュニティ推進部公民館支援課長
教育行政	教育委員会総務部教職員課長
	教育委員会教育支援部教育支援課長
	教育委員会教育支援部学務支援課長
	教育委員会指導部学校指導課長
	教育委員会指導部発達教育センター所長
	教育委員会教育センター研修・研究課長
	教育委員会総合図書館図書サービス課長
	教育委員会教育支援部生涯学習課長



# 福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進，充実及び環境整備を図ることを目的に，教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）（以下「第3次計画」という。）」を策定するにあたり，幅広い視点からの意見を聴取し，もって計画策定に資するため，福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 策定検討委員会は，教育長の求めにより教育委員会が策定する第3次計画の策定段階に応じ次の事項について意見を述べる。

- (1) 第3次計画案に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動に関すること。

## (策定検討委員会の組織)

第3条 策定検討委員会は，別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により，委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 5 委員の任期は，第3次計画の策定が終了するまでとする。

## (会議の招集)

第4条 策定検討委員会は，委員長が招集する。

- 2 委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし，委員長が，会議における審議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき，又は，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは，この限りではない。

## (設置期間)

第6条 策定検討委員会の設置期間は，この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

## (事務局)

第7条 策定検討委員会の事務局は，教育委員会教育支援部生涯学習課に置くものとする。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は，委員長が定める。

## 附 則

この要綱は，平成28年4月22日から施行する。

※別表1 福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

(敬称略)

分野	所属・役職	氏名
学識経験者	佐賀女子短期大学 教授	白根 恵子
社会教育関係者	福岡市社会教育委員会議 委員長	松尾 祐作
学校図書館関係者	中学校図書館教育研究会 会長(多々良中央中学校校長)	瀧口 博之
	小学校図書館教育研究委員会 委員長(名島小学校校長)	吉田 祐子
	司書教諭(下山門中学校教諭)	井田 和志
	学校司書(勝馬小学校,和白小学校,和白中学校,志賀中学校)	田中 恵
	特別支援学校校長(若久特別支援学校)	小崎 俊司
家庭教育関係者	福岡市PTA協議会 副会長	木村 由美
ボランティア活動者	ブックスタートボランティア (絵本ふれあいタイムボランティア南区代表)	北崎 公子
	学校図書館ボランティア (福岡市学校図書館よみきかせボランティアネットワーク代表)	梶田 由美子
	図書館おはなしボランティア(福岡おはなしの会代表)	香川 純子
	地域文庫活動者(しおかぜ文庫代表)	小森 厚子
図書館関係者	図書館司書(総合図書館読書相談員)	岡田 尚樹
コミュニティ関係者	公民館長(高取公民館館長)	萩尾 憲子
書店組合	書店組合代表(福岡県書店商業組合理事長)	安永 寛
私立幼稚園・保育園	幼稚園園長(福岡市私立幼稚園連盟副会長・山王幼稚園園長)	石田 賢二
	主任保育士(福岡市私立保育士会副会長・星の原団地保育園)	小幡 悦子



# 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

## <衆議院本会議>

### 国民読書年に関する決議（第一六九回国会，決議第二号）

文字・活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受けつぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業などを超えて活字離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘因する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

## <参議院本会議>

### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものとして受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書活動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第三条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する。

## （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



### **(子ども読書活動推進基本計画)**

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### **(子ども読書の日)**

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなくてはならない。

### **(財政上の措置等)**

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

### **附 則**

この法律は、公布の日から施行する。